

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年 2月16日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 8 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器差圧計2台及びストレーナ差圧計2台において、指示値のダウンスケール(目盛板下限値未満)が認められたため、当該計器を点検・修理。	GⅢ	
2	1号機	非常用ディーゼル発電設備(A)機関シリンダー(No. 3、12)排気弁(No. 5、23)弁箱の冷却水継手Oリング嵌め合い部、及び機関シリンダー(No. 12、13)排気弁(No. 24、25、26)の冷却水継手Oリング嵌め合い部において、腐食が認められたため、当該排気弁箱及び継手金物を交換。	GⅢ	
3	1号機	非常用ディーゼル発電設備(A)機関シリンダー(No. 9、10)燃料噴射ポンプ燃料加減コック弁において、軸封部より燃料の滲みが認められたため、当該コック弁を点検・修理。	GⅢ	
4	2号機	補機冷却海水系原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(A)入口圧力検出配管及びサポート部において、腐食が認められたため、当該箇所を点検・修理。	GⅢ	
5	2号機	中央制御室制御盤内ヒューズホルダー(5箇所)において、制御盤への取付け部に破損が認められたため、当該ヒューズホルダーを点検・修理。	GⅢ	
6	3・4号廃棄物処理設備	固化系乾燥機下部蒸気排水弁(2弁)において、弁体に傷が認められたため、当該弁を交換。	GⅢ	
7	3・4号廃棄物処理設備	シャワードレン系受タンクにおいて、タンク内ライニング(被膜)に孔食が認められたため、当該箇所を点検・修理。	GⅢ	
8	3・4号廃棄物処理設備	中央制御室状態表示画面4(液晶表示器)において、動作不良(電源を切った後に再度電源を入れるも電源が入らない)が認められたため、当該液晶表示器を点検・修理。	GⅢ	